

柴田町契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月24日

柴田町長 滝口 茂

柴田町規則第2号

柴田町契約規則の一部を改正する規則

柴田町契約規則（平成24年柴田町規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(入札の公示)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定による公示は、<u>次</u>に掲げる事項についてするものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>	<p>(入札の公示)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定による公示は、<u>次の各号</u>に掲げる事項についてするものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>
<p>(入札保証金に代わる担保)</p> <p>第5条 政令第167条の7第2項の規定に基づき入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、<u>次</u>に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(入札保証金に代わる担保)</p> <p>第5条 政令第167条の7第2項の規定に基づき入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、<u>次の各号</u>に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(入札保証金の免除)</p> <p>第6条 契約担当者は、<u>次</u>に掲げる場合には、入札保証金の一部又は全部を免除することができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>(入札保証金の免除)</p> <p>第6条 契約担当者は、<u>次の各号</u>に掲げる場合には、入札保証金の一部又は全部を免除することができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>
<p>(入札の無効)</p> <p>第11条 次の各号の<u>いずれか</u>に該当する者の入札は、これを無効とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>(入札の無効)</p> <p>第11条 次の各号の<u>一</u>に該当する者の入札は、これを無効とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>
<p>(一定の政策目的を達成するための特定随意</p>	<p>(一定の政策目的を達成するための特定随意</p>

契約に関する手続)

第16条の2 政令第167条の2第1項第3号に規定する規則で定める手続は、次に掲げるとおりとする。

(1) 契約担当者は、政令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約（以下この条において「特定随意契約」という。）により買入れをし、又は役務の提供を受けようとするときは、当該特定随意契約の内容、相手方の決定方法及び選定基準並びに申込みの方法を公表すること。

(2) (略)

2 前項に定めるもののほか、特定随意契約の手続については、別に定める。

(見積書の徴収)

第18条 契約担当者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、契約の内容及び見積りに必要な事項を指示し、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で1人の見積書をもって適正な契約ができると認めるときは、この限りでない。

(1)～(2) (略)

2 契約担当者は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合で見積書を徴さなくても適正な契約ができると認めるときは、見積書の徴収を省略することができる。

(1)～(7) (略)

3 (略)

(契約書の作成の省略)

第22条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。ただし、公有財産に関する契約をするときを除く。

(1)～(4) (略)

契約に関する手続)

第16条の2 政令第167条の2第1項第3号に規定する規則で定める手続きは、次に掲げるとおりとする。

(1) 契約担当者は、政令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約（以下この条において「特定随意契約」という。）により買い入れをし、又は役務の提供を受けようとするときは、当該特定随意契約の内容、相手方の決定方法及び選定基準並びに申込みの方法を公表すること。

(2) (略)

2 前項に定めるもののほか、特定随意契約の手続きについては、別に定める。

(見積書の徴収)

第18条 契約担当者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、契約の内容及び見積りに必要な事項を指示し、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合で1人の見積書をもって適正な契約ができると認めるときは、この限りでない。

(1)～(2) (略)

2 契約担当者は、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合で見積書を徴さなくても適正な契約ができると認めるときは、見積書の徴収を省略することができる。

(1)～(7) (略)

3 (略)

(契約書の作成の省略)

第22条 契約担当者は、次の各号の一に該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。ただし、公有財産に関する契約をするときを除く。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(契約保証金の免除)

第24条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の一部又は全部を免除することができる。

(1)～(2) (略)

(3) 政令第167条の5第1項及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4)～(10) (略)

(契約保証金に代わる担保)

第25条 政令第167条の16第2項において準用する政令第167条の7第2項の規定に基づき契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) (略)

(部分払の回数)

第36条 部分払の回数は、次に掲げる回数以内とする。ただし、工事の中止その他特別な理由により町長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(1)～(2) (略)

(契約の解除等)

第37条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、契約を解除することができる旨の約定をしなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(契約保証金の免除)

第24条 契約担当者は、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の一部又は全部を免除することができる。

(1)～(2) (略)

(3) 政令第167条の5第1項及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4)～(10) (略)

(契約保証金に代わる担保)

第25条 政令第167条の16第2項において準用する政令第167条の7第2項の規定に基づき契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次の各号に掲げるものとする。

(1)～(4) (略)

(部分払の回数)

第36条 部分払の回数は、次の各号に掲げる回数以内とする。ただし、工事の中止その他特別な理由により町長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(1)～(2) (略)

(契約の解除等)

第37条 契約担当者は、次の各号に掲げる場合においては、契約を解除することができる旨の約定をしなければならない。

(1)～(4) (略)

(違反行為等の届出)

第38条 契約担当者から監督又は検査を命ぜられた職員が、法第243条の2の8第1項各号に掲げる行為について故意又は重大な過失により法令に違反して行為をしたこと、又は行為を怠ったことにより町に損害を与えたときは、次に掲げる事項を記載した書面に関係書類を添えて町長に届け出なければならない。

(1)～(3) (略)

(補則)

第40条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

(違反行為等の届出)

第38条 契約担当者から監督又は検査を命ぜられた職員が、法第243条の2の2第1項各号に掲げる行為について故意又は重大な過失により法令に違反して行為をしたこと、又は行為を怠ったことにより町に損害を与えたときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面に関係書類を添えて町長に届け出なければならない。

(1)～(3) (略)

(補則)

第40条 この規則で定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。